

中野サンプラザ パフォーマンスフィールド利用案内

中野区 区民部 文化振興・多文化共生推進課

(2026年1月30日版)

1 中野サンプラザパフォーマンスフィールド事業について

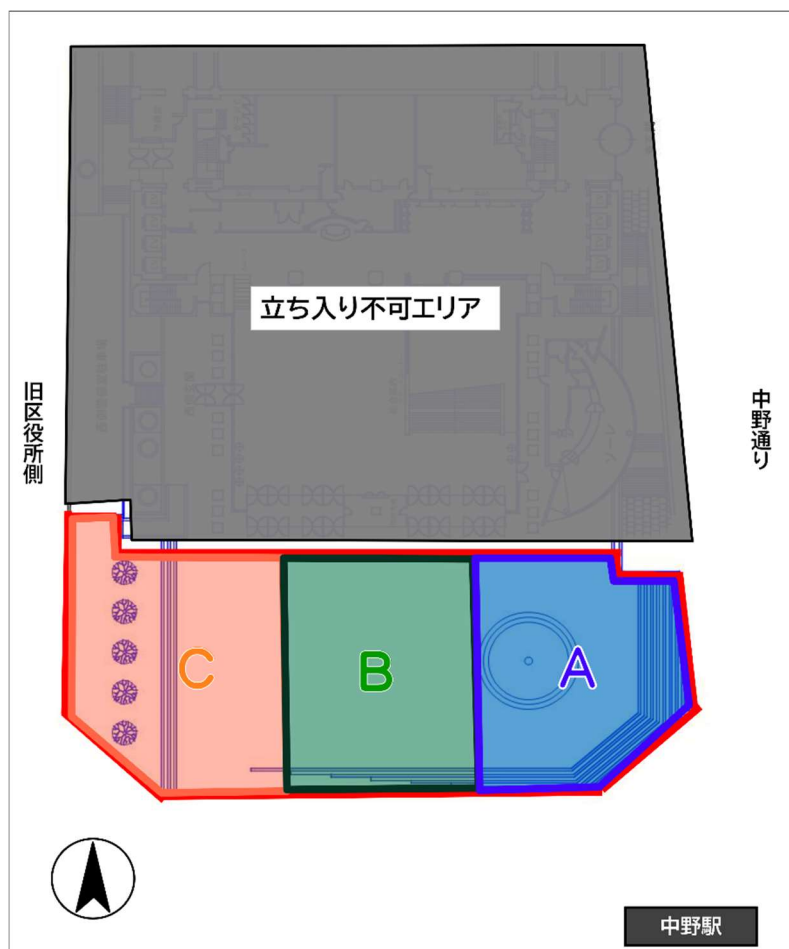
中野サンプラザ南側広場を、音楽やダンスなどのパフォーマーに開放する「中野サンプラザパフォーマンスフィールド事業」を実施します。

この事業は、文化・芸術の裾野を広げ、子ども・若者のチャレンジを応援することを目的に、区に登録したパフォーマーが、広場で自由にパフォーマンスを行うことができ、中野駅周辺の賑わいづくりにつなげるものです。

2 敷地概要について

名称	所在地	面積
中野サンプラザ南側広場	中野区中野4-1-1	南側広場全体 約1,400㎡
注意事項		
・電気、水道、ガス等の供給設備はなく、トイレの設置也没有ありません。 ・広場部分に車両の乗り入れはできません。		

使用可能エリア図（赤枠内パフォーマンス可能エリア）



※同じ時間帯で使用できるのは3パフォーマーまで

※利用予約時に、利用したいエリア（A・B・C）を選べます

3 「中野サンプラザパフォーマンスフィールド パフォーマー」の登録について

登録可能なパフォーマンス活動は以下のとおりです。個人または団体で、プロ・アマチュアを問いません。

1	音楽演奏・歌	楽器演奏やコーラス・声楽等の音楽演奏等
2	ダンス・舞踊	ストリートダンス、バレエ、フラダンス、日本舞踊等の各種ダンスや舞踊等
3	演劇・演芸	演劇、一人芝居、朗読、落語、講談等
4	大道芸	パントマイム、ジャグリング、マジック等のパフォーマンスや身体表現等
5	伝統芸能	地域に伝わる伝統芸能等
6	その他	各号に掲げるもののほか、区長がパフォーマンスフィールドにおける活動としてふさわしいと認めるもの

※上記は一例です。「等」の表記に含まれる活動については、区がパフォーマンスフィールドにふさわしいと判断したものを対象とします。

(1) 登録方法

LoGoフォームから申請してください。



▲パフォーマー登録フォーム

(2) 中野サンプラザパフォーマンスフィールド パフォーマー登録証

登録を承認された方には、「中野サンプラザパフォーマンスフィールド パフォーマー登録証」を発行します。

利用する当日は、登録証を必ず所定の箇所に提示してください。

※登録証は、区役所8階文化振興・多文化共生推進課窓口でお渡しします。

お受け取りの際には、本人確認書類のご提示をお願いしています。



(4) 登録における注意事項

- ・登録者は区 HP で、プロフィール写真と紹介文が掲載されます。
- ・活動時には登録証の掲示をお願いします。
- ・登録証を他人に譲渡したり、貸与してはいけません。
- ・登録期限は、原則的に登録後 1 年間です。(更新可)

4 利用条件について

(1) 利用時間

午前 9 時から午後 9 時まで (土日祝日含む)

※他のイベント等で広場が使用されている時間帯は、利用できない場合があります。

パフォーマンス予定表を事前にご確認ください。

(2) 利用料

無料とします。

(3) 利用予約

① 予約方法

パフォーマンス実施希望日の 1 週間前までに、
L o G o フォームより利用予約をしてください。



▲利用予約フォーム

② 予約の注意点

- ・予約できるのは パフォーマンス実施希望日の 6 か月先同日まで
- ・ 1 日 2 回までの利用で、各回の利用時間は最大 2 時間まで
※連続でのご利用はできません (例: × 1 回目 10 時～12 時、2 回目 12 時～14 時)
- ・ 同じ時間帯で使用できるのは 3 パフォーマーまで
- ・空き状況はパフォーマンス予定表で事前にご確認ください。
- ・他のイベント等で広場が使用されている時間帯は、利用できない場合があります。
- ・予約をキャンセルする場合は、速やかに区に連絡してください。やむを得ない事情で事前に連絡できなかった場合でも、必ず連絡してください
- ・未成年者の場合は、利用予約時に保護者同意書の提出が必要となります。

(4) 禁止事項

以下の行為を含む利用は認められません。

- CD・DVD 等物品の販売や金銭の強要
- 宣伝、勧誘、扇動、その他これらに類する行為
- 政治活動・宗教活動・これらに類する行為
- 騒音となる行為 (必要以上に大きな音を出すこと)
- ゴミのポイ捨て・不法投棄
- 自転車・自動車・バイク・スケートボード等の乗入れ

- 野球・サッカー等の球技
- 飲酒・喫煙(電子タバコ含)
- 火器・刃物・花火など危険物の使用
- 許可のない団体による占用行為
- 中野サンプラザ内(南側広場を除く)への立ち入り
- その他公序良俗又は公共の福祉に反する行為
- そのほか、近隣の迷惑になる行為

(5) 注意事項

- ・ パフォーマンス時には、登録証を所定の箇所に掲示すること
- ・ 登録したパフォーマンス内容以外の活動は認めません
- ・ 観客の好意による投げ銭を強要してはいけません
- ・ 他の利用者と譲り合い、長時間の占用は避けてください
- ・ 利用予約時に選択したエリア(A・B・C)内での活動をお願いします
- ・ 通行者や休憩中の方への配慮、安全管理をお願いします
- ・ 音量は周囲に配慮し、必要以上に大きな音を出さないでください
- ・ 活動後は清掃を行い、ゴミは持ち帰ってください
- ・ 広場部分に車両の乗り入れはできません
- ・ 活動に伴う事故やトラブルは、利用者の責任で対応してください
- ・ 設備等に損害を与えた場合は、賠償していただきます
- ・ 広場の管理・運営にあたり、区職員または警備員から指示があった場合は、必ずその指示に従ってください

【お問い合わせ】

中野区区民部文化振興・多文化共生推進課

電 話：03-3228-5467

メール：promotion@city.tokyo-nakano.lg.jp